令和７年度 出雲市ふるさと寄附返礼品提案募集について

令和７年度のふるさと寄附返礼品を募集いたします。
ぜひ出雲の魅力ある産品の提案をお願いいたします。

ふるさと寄附を通じて、全国へ出雲市の魅力ある産品をＰＲするため、
また、産品を通じて出雲の魅力を全国に発信していくため、みなさまの
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

〇ふるさと寄附の返礼品でしかお届けできない「限定商品」の積極的な
提案をお願いいたします。

〇寄附者のみなさまに喜んでいただき、出雲のファンになっていただける
よう、厳選された産品のご提案をお願いいたします。

【募集期間】

令和７年４月１日契約分 ： 令和６年１１月２０日(水)～令和７年１月１４日(火)

令和７年４月２日以降契約分 ： 令和７年１月１５日(水)から随時募集

１．目的

「日本の心のふるさと出雲」応援寄附（以下「ふるさと寄附」という。）において、市外在住者からの寄附を促進するとともに、市内産品等のＰＲ・販路拡大を図り、市の魅力を発信することを目的として、寄附者へ進呈する返礼品の提案を募集します。

２．応募資格

この提案に応募できるのは、次に掲げる条件をすべて満たす事業者とします。

①市内に、本店・支店・営業所等を有すること。ただし、市内の地域資源を活用した役務その他これに準ずるもの（以下、「体験型サービス」という。）を市内において提供する事業者にあってはこの限りでない。

②破産者で復権を得ない者でないこと。

③市税等の滞納がないこと。

④暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

⑤各種法令等を遵守していること。

３．返礼品の要件

募集する返礼品は、国の地場産品基準（平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号）及び以下のいずれかに該当するものであって、出雲市の魅力を十分に発信できるものとします。

①出雲市内において生産されたもの

②出雲市内において原材料の主要な部分が生産されたもの

③出雲市内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

④出雲市内において生産されているが、近隣市町村において生産されたものと流通構造上、混在がさけられないもの

⑤出雲市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、出雲市独自の返礼品であることが明白なもの

⑥前各号に該当する返礼品と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品が主要な部分を占めるもの

⑦出雲市内において提供される体験型サービスであって、当該役務の主要な部分が出雲市に相当程度関連性のあるもの

⑧出雲市が、近隣市町村と共同でこれら近隣市町村内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とすることを認めたもの（国の地場産品基準八号イ該当）

⑨島根県が出雲市を含む県内複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を出雲市が返礼品とすることを認めたもの（国の地場産品基準八号ロ該当）

⑩島根県が出雲市を含む県内複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を出雲市が返礼品とすることを認めたもの（国の地場産品基準八号ハ該当）

※⑦の体験型サービスの留意事項

体験型サービスについては、利用にあたっての申請方法が確立し、寄附者との調整が行える体制が整っているとともに、次の全ての要件を満たしていなければならない。

⑴市内を主とした体験型サービスが提供されること。

⑵市内の地域資源を利用していること。

⑶市の魅力を感じられるもので、市の産業振興又は観光振興に寄与するものであること。

⑷寄附者に対して、その体験型サービスの提供が受けられることが分かるサービス利用券等を発行し、送付後半年以上利用可能なものであること。

４．提案区分

返礼品の提案区分は、次のコースとします。

①通年コース

年度を通じて安定的に品物が提供できるもの（原則、途中で品物の内容変更をすることはできません。）

②期間限定コース

期間限定（１か月以上）で、その期間に安定的に品物が提供できるもの

③数量限定コース

数量限定で提供するもの。ただし、提供数量は５０個（組）以上とします。申込数が指定数量に達した時点で受付終了とします。

④定期便コース

寄附受付の翌月から、定期的に数回にわたり品物をお届けするもの

※提案内容を事前にご相談ください。

⑤体験型サービス

旅行（宿泊券、ﾊﾟｯｹｰｼﾞ旅行）、イベントやチケット等でサービス利用券等を発行するもの

５．寄附金額と返礼品の商品価格及び市負担額について

募集する返礼品について、税込み商品価格が寄附金額の３割となるよう調整のうえ、品物またはサービスを提案してください。市は、税込み商品代（寄附金額の３割相当）と税込み送料を負担します。寄附金額は１万円以上、千円刻みとし、返礼品の商品価格は、3,000 円以上、300 円刻みとします。ただし、福祉関係の返礼品（福祉施設・団体等が提案するもの）の場合は、寄附金額５千円以上、返礼品の商品価格は、1,500 円以上とします。（下記「区分表」を参照。）

※商品価格は、商品（返礼品）、梱包代、手数料等、消費税を含む総額となります。

配送を市へ委託した場合の送料は、全額市負担とします。ただし、配送を市に委託しない場合の送料は、関東地域着を上限とする送料（税込）とします。

【区分表（参考）】

区分	必要寄附金額	返礼品の商品価格（税込）	市負担額	
			商品代（税込）	送料（税込）
福祉_5	５千円	１，５００円	１，５００円	配送を市へ委託した場合は全額市が負担。ただし、自社配送の場合は、関東地域着の金額を市が負担します。
福祉_6	６千円	１，８００円	１，８００円	
福祉_7～	以下千円刻み	以下３百円刻み	以下３百円刻み	
1	１万円	３，０００円	３，０００円	
1_1	１万１千円	３，３００円	３，３００円	
1_2	１万２千円	３，６００円	３，６００円	
1_3～	以下千円刻み	以下３百円刻み	以下３百円刻み	

６．提案方法

返礼品を提案する場合は、次に掲げる内容に基づき提案してください。

（１）提出書類

①出雲市ふるさと寄附に係る返礼品提案申込書（以下、「返礼品提案申込書」という。）

返礼品提案申込書に必要事項を記載のうえ、次の書類を添付して提出してください。

《事業所要件等の確認に必要な添付書類》

ア）出雲市税等について滞納のない証明書

イ）社会保険料納入確認書又は国民年金保険料納付確認書

ウ）消費税及び地方消費税の未納の税額がない証明書

エ）役員等名簿（法人の場合）

オ）誓約書（物品・役務等競争入札参加資格審査申請書様式第６号）

カ）画像等に関する誓約書（著作権及び肖像権に関する事項）

キ）事業者登録書・誓約書

※「出雲市の入札参加有資格事業者（物品・役務等）」については、ア）～ オ）までの書類は提出不要です。

《返礼品提案内容等の確認に必要な添付書類》

ア）返礼品送料の算出根拠資料

配送業者との契約書の写し、料金表の写しなど

※送料については、関東地域着を上限とする送料（税込）での単価契約とします。

※配送を市へ委託した場合でも、自社配送時の支払いに備え、提出が必要です。

イ）食品表示法に基づく食品表示ラベル等

表示義務のある品物が返礼品に含まれる場合は、必ず提出してください。

ウ）体験型サービスの利用方法、内容及び寄附者との連絡体制のわかる資料

【例：パッケージ旅行の場合】

旅程表などプラン内容の詳細、寄附者との連絡方法等が分かる資料

エ）事業所・商品のパンフレット

提案事業所や返礼品の確認のため、できる限り提出をお願いします。

（２）提出期間

①令和７年４月１日契約分

令和６年１１月２０日（水）～ 令和７年１月１４日（火） ※書類等１月１４日（火）必着

②令和７年４月２日以降契約分

１月１５日以降の提出については、「随時募集」分として受付けます。ただし、契約は、令和７年４月２日以降となります。

（３）提出方法

提案申込書・必要書類及び画像データを、下記のいずれかの方法により提出してください。

①電子メールによる提出

電子的データを furusatokifu@city.izumo.shimane.jp へ送信してください。

※メールアドレスへの送信の場合、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２８日～１月５日)の間は送信を控えてください。メールサーバ容量に限りがあり、この間に送信されるとデータ受信ができない場合があります。

《画像データ》

【提案する返礼品の画像　５枚以上】（ＪＰＥＧ形式）

・画像５枚のうち、パンフレット等に掲載するメイン画像１枚を指定してください。

・画像に名前と番号をつけてください。(商品名略称①など)
画像番号①をメイン画像としてください。

・画像はそのまま掲載しますので、複数の画像を組み合わせて掲載を希望される場合は、合成後のデータを提出してください。
（生産中の画像や生産者製造者の画像があると、申し込みが増える傾向にあります。）

※場合によっては、提出いただいた画像が、ふるさと納税ポータルサイトの規格に合わないため、再提出をお願いする場合があります。

※参考：ふるさと納税ポータルサイト推奨規格　（ファイル形式 jpeg）

ふるさとチョイス	520px×323px　２MB 以下	（横画像）9 枚まで
ふるなび	450px×300px	（横画像）5 枚まで
楽天ふるさと納税	700px×700px～1200px×1200px	（正方形であること）制限なし
さとふる	400px×400px　１MB 以下	（正方形であること）4 枚まで

＊サイトにより横画像と正方形がありますが､1 枚目は必ず指定の形式でご提出ください。

＊縦横比が異なる場合も、リサイズするため掲載可能ですが、縦横比が崩れることがあります。

②持込による提出

受付場所：出雲市役所本庁５階　縁結び定住課

受付時間：９時００分～１６時３０分

※ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２８日～１月５日）を除く。

③郵送による提出

〒693-8530　出雲市今市町７０番地　出雲市役所 縁結び定住課 ふるさと寄附係　宛

②または③により提出の場合、画像データは、ＣＤ・ＵＳＢなどの電子媒体に保存して提出してください（ＣＤ・ＵＳＢなどの電子媒体は、返却しませんのでご注意ください)。

７．返礼品の認定及び契約について

（１）返礼品の認定

提案書類等により審査を行い、市長が決定します。必要に応じて市が事業者から聞き取りを行う場合があります。認定の結果については、書面で通知します。要件に該当しなくなった場

合や、国が定めるふるさと納税制度の変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断した場合は、認定を取り消す場合があります。

①一事業者から類似する複数の返礼品の提案があった場合は、提案金額や内容等によって、お断りする場合があることをご了承ください。

②全体で同種の返礼品について多数提案があった場合は、返礼品の総数・品目構成等のバランスを考慮し、調整する場合がありますのでご了承ください。

（２）契約について

認定した返礼品については、出雲市（返礼品の調達事務委託業者を含む）と事業者において、返礼品購入に係る単価契約等を締結します。

８．返礼品発送の流れ及び発送に関する留意事項

（１）返礼品発送の流れ

寄附者から、返礼品の希望があった場合、下記の手順により発送を行います。

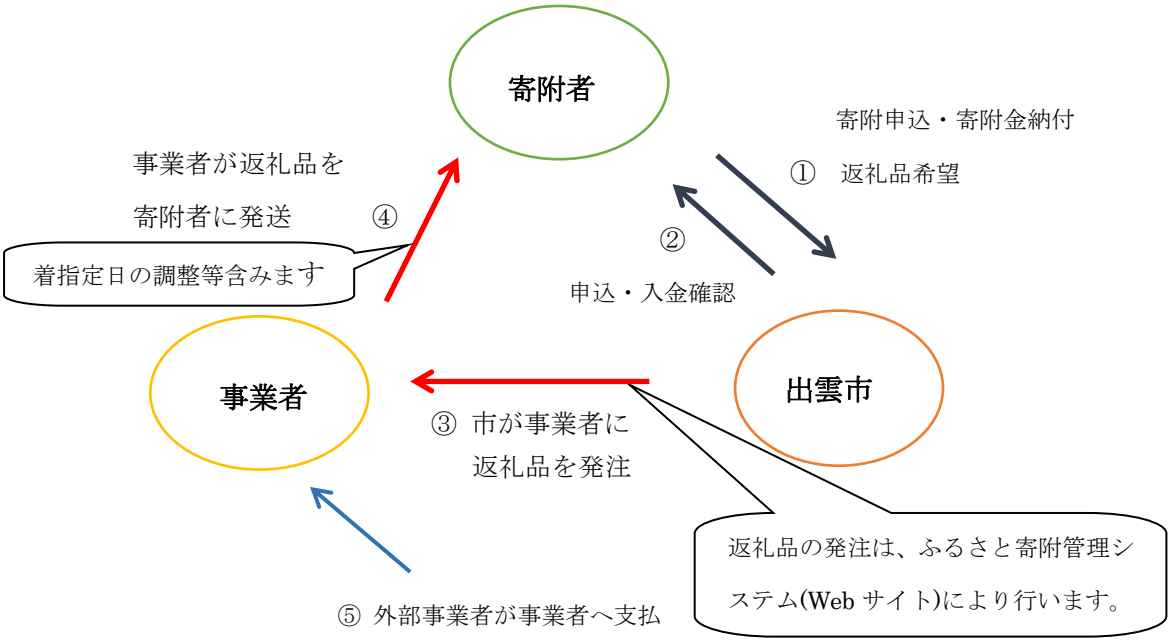

（２）返礼品発送に関する留意事項

次に掲げる項目を確認のうえ、返礼品の提案を行ってください。次に掲げる項目に対応できない場合は、認定した返礼品に係る寄附受付を中止する場合があります。

①市から返礼品の発注を受けた場合は、着指定日がある場合を除き、事業者は寄附者に対し、速やかに発送していただきます。

②返礼品の着指定（月日、時間帯）ができるようご配慮いただきます。

（※着指定日に制限がある場合は、あらかじめ提案申込書にご記入ください。）

③返礼品の発注については、ふるさと寄附システム（Ｗｅｂシステム）により行いますので、インターネット環境が必要です。（パソコンが必要となりますので、ご準備ください。）

④返礼品着指定日の変更等、寄附者と発送に関する調整が必要な場合は、事業者の責任において行っていただきます。　なお、変更事項等は、速やかに市へ報告いただきます。

⑤事業者は、返礼品の品質等について寄附者から苦情等あった場合は、真摯に対応し解決に努めることとし、その苦情・対応等内容については、速やかに市へ報告いただきます。

⑥返礼品提供に際し、内容変更・発送遅延等の問題が発生した場合は、速やかに市へ報告いただきます。

⑦返礼品の発送のために提供した個人情報については、出雲市ふるさと寄附返礼品発送業務の目的以外に使用することはできません。

（３）返礼品のＰＲ等について

・認定した返礼品は、事業者の名称・連絡先、商品の紹介とともに、市が契約するふるさと納税ポータルサイト、ふるさと寄附パンフレット及び市ホームページ等に掲載します。（パンフレットへの掲載については、紙面の都合上掲載できない場合があります。また、４月２日以降に認定となった返礼品については、ホームページ・寄附サイトへの掲載のみです。）

・返礼品の発送時に自社商品のパンフレット等を同封していただくこともできます。

９．問い合わせ先

〒693-8530　出雲市今市町７０番地

出雲市 総合政策部 縁結び定住課 ふるさと寄附係

ＴＥＬ０８５３－２１－６２７４　　ＦＡＸ０８５３－２１－６５９９

Ｅメール：furusatokifu@city.izumo.shimane.jp